

Title	コメント8 明清史魚鱗図冊との関連から
Author(s)	鶴見, 尚弘
Citation	近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター. 2007, 2, p. 99-101
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/27035
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

明清史魚鱗図冊との関連から

鶴見尚弘

中国近現代において改革・変革の対象とされたものの淵源を辿ると、祖型が明代に連るものが多い。土地制度や賦役制度などは代表的な例であろう。今回の研究テーマである近代中国民国期の土地調査事業がこの期に盛んに施行されたのは、孫文の唱えた「耕者有其田」の実現にあったからであろう。(祝平「中国土地改革導言 討論 中国土地問題的重心」『地政月刊』2-1、1935年1月等)

中国王朝の治世の伝統的要諦は「仁政は必ず経界より始まる」(『孟子』滕文公上)、「禹、洪水を平げて九州を定め、土田を制す(土地の性質を調査し、田の等級を定めること)」(『漢書』食貨志上、総序)、「先王の制、地を度りて以つて人を居き、その沃瘦を均しうし、其の貢賦を差にす」(『旧唐書』食貨志上、総序)とあるように、人民の田土の区画・面積を調査し、肥沃度を調べ、土地を平等に分配し、税を公平に納めることにあるとするのである。経界はすでに周代に行われていたとされ、周代の井田法、漢代の均田(田土所有の差等を少なくするの意)、北魏・隋・唐の均田法と系譜的につながる。

宋代には官僚・商人・形勢の家等による土地の集積が進み、豪強は土地所有の実態が不明確となったのにつけこみ、税役を逃れ、農民は税役負担の不均衡に苦しんだ。北宋の王安石は新法を制定して農民政策の一つとして方田均田法を実施し、農民負担の軽減を図ろうとした。南宋では土地を丈量して地形図を画く経界の法等が施行され、砧基簿・魚鱗冊等の土地台帳が作成された。しかしながら丈量の施行には、一時的に多くの時間と労力や費用を必要としたため、農民はこれを煩とし、一部の官僚や豪強も反対したため、局所的・部分的にしか行われなかった。

元代には魚鱗冊が各地で作成された。とくに延祐(1314~20)年間には江南を中心としてかなりの地域で作成されたようであるが、史料的制約から明らかになっていない。最近の徽州文書の発見によって、元末から明初にかけて江南地方において魚鱗冊が作成されたことがかなり解明されてきた。

魚鱗冊が広い地域にわたって一斉に作成されたのは明代に入ってからである。元末の戦乱によって土地台帳や地契が多く失われ、たとえ一部に残存したとしても実情にあわないものであった。そのため税役負担は不公平となり不正も横行した。明の太祖は洪武元年(1368)年から各地で丈量や戸口調査を行い、課税対象を明らかにし、土地所有状況を明確にしようとした。洪武の丈量は王朝権力が本腰を入れて施行したため、耕地や人口数はかなり多く王朝権力が把握することとなった。後世の評価は特に中国において高く、かなり正確なものとされている¹。

丈量は江南では税糧の多寡によって区や地域が定められ、糧長、里長等の主導のもとに

¹江南の平野部など地主制の強固であったところの土地調査はかなり厳密に行われたようであるが、過疎地などでは土地面積の測量が必ずしも行われておらず、境界も漠然としている地域が少なくないから一概に正確であるとは言い難い。

行われた。一坵ごとに弓（物指し）によって丈尺が量られ、一坵ごとに形状・丈尺を記入し、所在・地番・田土の種類・面積・四至・所有者名を書いて一冊とし、その冊のはじめに魚鱗図を置き、この土地台帳を魚鱗図冊と称した。施行範囲については洪武冊は相当広範囲に行われたとされるがなお検討を必要とする。魚鱗図冊の作成は容易ではなかったため随時果せるものではなかった。14 世紀後半に作成された洪武魚鱗図冊は、16 世紀後半の万暦年間に至るまで土地の基本台帳とされた。2 世紀にもわたるものであったため土地台帳の記載内容は実態とかなり乖離しており弊害も大きかった。

16 世紀後半宰相張居正によって全国的に土地丈量が実施された。その範囲は陝西・甘肅・雲南以外の中国本部全体に及んでいる。その後、清代に入ってから全国的な土地丈量は行われず、地方官によって局地的に魚鱗冊が作成されたがこのような傾向は清末から民国におよんだ。

清は順治 2（1645）年「江南を平定するや、土田の制は悉く前明の旧を用い、万暦中の賦額をもつて起徴した」（乾隆『江南通志』巻 68 田賦 2）とあるように、清の田土数や税額は明代万暦の丈量によって得られた実数を基盤として定められた。例えば蘇州府長洲県では、康熙 3（1664）年に魚鱗図冊が作成されたとあるが、その実徴田地山蕩等の実数は萬暦 48（1620）年のそれと全く同じである。これは地方官または胥吏が勝手に前代のものをそのまま踏襲した具文に過ぎないことを示している。（康熙『長洲県志』巻 9、田制、乾隆『長洲県志』巻 13、賦税）長洲県では康熙 13（1649）年に知県となった李敬修によって土地丈量が行われ魚鱗図冊が作成された。彼は徹底した土地丈量を行い弊害を無くそうとしたため、俗に清田知県と呼ばれた（乾隆『長洲県志』巻 21、宦績、道光『蘇州府志』巻 148、雜記 4、顧丹五筆記）。この年の丈量は蘇州府では長洲県のみが単独で行われ、蘇州府の附郭県である呉県では乾隆年間にいたるも行われなかった（乾隆『呉県志』巻 14、田賦）。また長洲県南隣の呉江県では康熙 5 年に知県劉定國によって魚鱗冊が作成されたとあるが、乾隆年間に地方志の編者がその真偽を確認したところ、当時の業戸名が記載されていたので劉定國魚鱗図冊であることが確認されたというのである（乾隆『呉県志』巻 3、郷都図圩）。

上述のように、清代の土地台帳は明代万暦年間に作成された魚鱗図冊が基本となっており²、その後土地所有者の変動があった場合には自主申告に基づいてその増減を加味するのが通例であった。また土地台帳を新たに作成する必要がある場合には、地方官や胥吏が体面を繕って、もとの台帳をそのまま具文として作成する場合もあった。このような慣行は民国から現代に至るまで引き続き行われていた。

中華人民共和国の政策決定に影響のあった中国社会科学院副院長于光遠氏や同経済研究所副所長の孫尚清氏らは 1980 年代初頭より現代中国の耕地面積統計の信頼性の低さに言及してきた。それに拠れば人民共和国の土地統計は、国民党時代のあまり正確でない統計をベースに、その後の増減を計算して導いたものであるから、その信憑性は薄いと述べている。また農業部土地利用局「我国土地問題的狀況和今後意見」（1981 年）や 1991 年刊

² 「清代の老冊とは明代の万暦冊を指す」（満州帝国協和会地籍整理局分会編『土地用語辞典』）とある。

の陳百明主篇の『中国土地資源生産能力及人口承载力研究』その他においても、隠田や測量単位が地域によって異なること等もあって、実際の耕地面積よりかなり少ないと報道されてきた。実際に、10年間に50万人を動員して行われた土地調査の結果は、従来の公式統計よりも4割増であると、1996年6月25日の中国の新聞はいつせいに報じている。

元来、中国の歴代王朝が耕地面積を把握しようとしたのは税役徴収の目的からであった。そのために膨大な時間と労力や費用を投入して土地調査を行っても、地域によって多様な度量衡が使用され、かつ肥沃度にも多くの差異があり、航空測量にでも頼らなければ正確な土地調査は果たせない状況であったから、膨大な費用と労力をかけての土地調査は無謀のものと考えられていたのではなかろうか。明代の地契・田契をみても面積は記載されず税額のみが記されているものは多い。王朝としては土地面積の掌握よりも、税役徴収のための名義人を確定し、確実に税を徴収できれば事足れりとしていたのではなかろうか。止めどが無い中国前近代の土地問題に携わっていると、そんな声が聞こえてくる気がする。